

一般社団法人栃木県薬剤師会長 }
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長 } 様

栃木県保健福祉部長 岩佐 景一郎

健康サポート薬局に係る研修実施要綱についての一部改正について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいたたき、厚くお礼申し上げます。

さて、健康サポート薬局に係る薬剤師の研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」（平成28年2月12日付け薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）で定めている「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施しているところです。

今般、昨今の社会情勢や各研修実施機関の研修実施体制等を踏まえ、実施要綱を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとした旨、令和6年3月26日付け医薬発0326第3号にて厚生労働省医薬局長から下記のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、内容について御了知の上、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 主な改正事項

(1) 技能習得型研修の実施方法

「研修は講義及び演習により行うものとし、演習はグループ討議形式で行うこと」としているところであるが、講義及び演習の実施方法について、情報通信機器を用いた方法により実施しても差し支えない旨示したこと。

(2) 受講者の募集方法

本研修は、特定の薬局開設者や薬剤師に対して行うものではなく、広く薬剤師の受講を募集すべきであることから、その旨を明確に示したこと。

(3) 知識習得型研修の内容

薬剤師が習得すべき内容の一部を見直したこと。

2 その他

別紙新旧対照表を反映した実施要綱は、別添のとおりであること。

（ 医薬・生活衛生課薬事審査担当
TEL:028-623-3120
FAX:028-623-3116 ）